

令和3年12月22日 代表者会議決定

○新型コロナウイルス対応の見直し<R4年定例会から見直し>

新型コロナウイルス感染症の感染者数がゼロの日が増え、病床使用率も0%となるなど、感染状況が落ち着きを見せていることに鑑み、会議における感染対策を以下のとおり見直す。

- 1 全議員が出席する会議（本会議を除く）を全員協議会室での開催とする。
- 2 議場等での質疑、答弁の場所は原則どおりとする。
(本会議での自席答弁など)
- 3 本会議は次の議事への準備やトイレ等のため、概ね1時間に1回の休憩を取る。
- 4 委員会室、全員協議会室等の会議は、概ね1時間に1回の換気休憩を取る。【現行のまま】
- 5 会議等に支障のない範囲で、扉や窓を開放する。【現行のまま】
- 6 アクリル板（飛沫防止シールド）は設置したままとする。【現行のまま】
- 7 マスクは常時着用する。【現行のまま】
- 8 見直し実施の時期
令和4年定例会から上記の見直しを行う。
- 9 現行の対応への復元
まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言並びに会議関係者に感染者が生じた場合は、現行の対応に戻す。